

都立多摩図書館 カフェ・自動販売機設置業者募集要項

東京都立多摩図書館（以下「図書館」という。）は、現在のカフェ等に係る使用許可期間の満了に伴い、引き続き、施設のカフェ等を運営するに当たり、以下のとおり、カフェ等の運営事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定します。

第1 募集目的

図書館及びセミナールーム等施設を利用する者の利便を図るため。

第2 カフェ等運営のコンセプト

「森の中の本の森」の設計コンセプトで建てられた多摩図書館は、「東京マガジンバンク」、「児童青少年資料サービス」の異なる2つの機能を持ち、映画会や講演会等を行うセミナールームも備え、課題解決支援、文化交流の拠点となることを目指しているところである。

また、隣接する都立武蔵国分寺公園と遊歩道でつながり、それぞれの利用者、地域住民が行き交う中に位置することから、図書館にカフェを設置することで憩いとにぎわいの場を創出し、さらなる図書館の魅力向上を図るものである。

図書館の魅力向上に寄与するカフェ事業の基本コンセプトは、以下のとおりとする。

- 1 設計コンセプトを踏まえ、施設及び周辺地域と調和し、図書館利用者だけでなく、地域住民、公園利用者等多くの方々が気軽に利用できる開かれた店舗であること。
- 2 メニュー、価格等利用者が満足できる質の高いサービスを提供すること。提供するサービスには、多摩地域の魅力を紹介し多摩振興へとつながる内容を含めること。
- 3 図書館の魅力向上の一環として、図書館の事業と連携した企画を展開すること。
- 4 利用者に安心感を与える接客を行うこと。

第3 出店場所等

- 1 名 称 東京都立多摩図書館
- 2 所 在 地 東京都国分寺市泉町2丁目2番26号
- 3 開館時間

- (1) 平 日 : 午前9時から午後9時まで
- (2) 土日祝日 : 午前9時から午後5時30分まで
(ただし、図書館は午前10時から開館)

4 休館日

(1) 図書館

毎月第1木曜日、第3金曜日、特別整理期間（年12日以内）、年末年始等〔年間40日程度〕

(2) セミナールーム

年末年始、施設保守点検日（1日）〔年間7日〕

5 開 館 平成29年1月29日

6 その他 図書館は、「国分寺市泉町地区地区計画」の対象区域となっている。

第4 出店条件

1 運営の概要等

使用目的	軽飲食サービス等を提供する店舗の運営及び飲料水等自動販売機の設置 (従として物販を行うことも可とする)
出店方法	東京都教育財産管理規則第15条第1項第4項に基づき、行政財産の目的 外使用を許可する。
営業時間	営業時間は以下の範囲内とする。 ・平日：午前9時から午後8時30分まで ・土日祝日：午前9時から午後5時まで ただし、カフェ従業員の入館可能時間は以下の範囲とする。 ・平日：午前8時45分から午後8時45分まで ・土日祝日：午前8時45分から午後5時15分まで
休業日	以下の日を含むものとする。 ・年末年始(12月29日から1月3日)及び施設保守点検日1日
使用許可面積	カフェ：16.41㎡ 自動販売機：1.5㎡程度 ・対象範囲は、別紙1のとおり ※飲食スペースは、持込み可とするため、使用許可対象外とする。
使用許可期間	使用許可書に記載の日から3年間 ・運営開始前の準備及び終了後の撤収等に要する期間についても、使用許可期間に含む。 ・使用許可開始時期については、別途協議する。 ・営業開始日は、<u>令和8年1月10日(土)</u>を目途とし、別途協議する。
使用料等	1㎡あたり月額使用料は、1,234円とする。 (使用料の減額) 以下のいずれか若しくは両方の条件を満たした場合には、カフェの使用料 の5割を減額する。 1 カフェにおいて、障害者の雇用を行う場合 2 カフェにおいて、計画的に障害者(児)の職場実習の受け入れを 行う場合 上記の条件の詳細は以下のとおり ・障害者 障害者基本法第2条で定義される障害者(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者)。 なお、2に当たっては、各種の手帳を所持しない発達障害者(児)等 で、障害者雇用促進法上の支援が必要な者(児)を含む。 ・雇用 週の所定労働時間は20時間以上とする。ただし、1月あたりの所定労働 時間が80時間以上を満たさない場合でも、年度を単位として1月あ たりの平均所定労働時間が80時間以上となった場合は減額を適用する。 なお、特別整理期間等、図書館と協議の上、週4日以上カフェの営業を

	行わない場合、当該週は指定する所定労働時間を満たさなくてもよいものとする。また、複数人の勤務時間を合算することも可能とする。 ・ 職場実習 就労移行支援事業所及び職業安定所等、雇用及び就労を支援する機関と提携し行うもの、または、特別支援学校等において、キャリア教育推進のため、教育課程上時間数が正規の実習に算入される就業体験を行うものとする。 ・ 実績報告義務 実施する雇用もしくは職場実習について、減額適用年度当初に実施計画を提出すること。また、障害者の雇用においては実際の勤務時間、職場実習においては実施状況がわかる資料を実施完了後速やかに提出すること。 ・ 自動販売機については、販売価格を市価よりも低廉な価格とする場合は、使用料を免除する。 ・ 使用料は、図書館の発行する納入通知書により、指定する納付期限までに納付すること。 ・ 既納の使用料は還付しない。 使用料のほか、事業者の負担は以下のとおり 1 カフェ出店に係る設備（飲食スペースの椅子及びテーブルを除く） 2 カフェ運営に係る電気料金、水道料金、使用許可範囲における清掃費、廃棄物処理費、人件費、材料費等 ・ 電気料金及び水道料金は、別途図書館が指定する期限までに納付すること。										
施設・設備等	施設及び設備等の諸条件については、以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>建築</td><td> ・ 床：1FL-240（CON 天） ※要フローリング工事 ・ 天井：一部捨張仕上げ ※要仕上げ工事 ・ 壁：寒冷紗パテしごきの上EP（R-8） 冷媒用スリーブ（100φ）、OA取入用スリーブ（200φ） </td></tr> <tr> <td>電気</td><td> ・ 使用許可エリア内に、手元開閉器（電灯、動力）あり 1相3線 210/105V（17KVA）及び3相3線 210V（11KVA） ※手元開閉器以降の動力盤、分電盤、コンセント、配線等要工事 </td></tr> <tr> <td>空調換気設備</td><td> ・ 排気ダクト（200φロックウールt50巻）天井内まで施工済み ・ 給気用スリーブ（200φキャップ止め）あり ※排風機等要工事 ・ 使用許可エリア内エアコンは図書館にて施工済み </td></tr> <tr> <td>給水設備</td><td> ・ 25Aを天井内にてバルブ止め ※バルブ以降の配管、量水器設置要工事 </td></tr> <tr> <td>排水設備</td><td> ・ 100Aを床立上げまで施工済み ※立上げ以降の配管、3槽式以上のグリストラップ要工事 </td></tr> </table>	建築	・ 床：1FL-240（CON 天） ※要フローリング工事 ・ 天井：一部捨張仕上げ ※要仕上げ工事 ・ 壁：寒冷紗パテしごきの上EP（R-8） 冷媒用スリーブ（100φ）、OA取入用スリーブ（200φ）	電気	・ 使用許可エリア内に、手元開閉器（電灯、動力）あり 1相3線 210/105V（17KVA）及び3相3線 210V（11KVA） ※手元開閉器以降の動力盤、分電盤、コンセント、配線等要工事	空調換気設備	・ 排気ダクト（200φロックウールt50巻）天井内まで施工済み ・ 給気用スリーブ（200φキャップ止め）あり ※排風機等要工事 ・ 使用許可エリア内エアコンは図書館にて施工済み	給水設備	・ 25Aを天井内にてバルブ止め ※バルブ以降の配管、量水器設置要工事	排水設備	・ 100Aを床立上げまで施工済み ※立上げ以降の配管、3槽式以上のグリストラップ要工事
建築	・ 床：1FL-240（CON 天） ※要フローリング工事 ・ 天井：一部捨張仕上げ ※要仕上げ工事 ・ 壁：寒冷紗パテしごきの上EP（R-8） 冷媒用スリーブ（100φ）、OA取入用スリーブ（200φ）										
電気	・ 使用許可エリア内に、手元開閉器（電灯、動力）あり 1相3線 210/105V（17KVA）及び3相3線 210V（11KVA） ※手元開閉器以降の動力盤、分電盤、コンセント、配線等要工事										
空調換気設備	・ 排気ダクト（200φロックウールt50巻）天井内まで施工済み ・ 給気用スリーブ（200φキャップ止め）あり ※排風機等要工事 ・ 使用許可エリア内エアコンは図書館にて施工済み										
給水設備	・ 25Aを天井内にてバルブ止め ※バルブ以降の配管、量水器設置要工事										
排水設備	・ 100Aを床立上げまで施工済み ※立上げ以降の配管、3槽式以上のグリストラップ要工事										

	ガス	・設備なし
	消防設備	・火災感知器、非常照明、非常放送等設備は設置済み ※使用許可エリア内間仕切り等設置の場合は、要追加設置
	・事業者は、自らの責任と負担において、厨房用の空調設備を除く店舗の設置工事を実施すること。 設置工事については、工事開始前に図書館と設計及び施工の協議を行った上、都立中央図書館長（以下、「館長」という。）の承認を得ること。 ・館長の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を、常に良好な状態に保つよう使用すること。	
届出	出店等に当たり、必要となる届出等の手続きは全て事業者が行うこと。	

2 その他

（１）使用上の制限

事業者は、使用財産を第三者に使用させることはできない。

事業者は、使用財産について、形質を変更してはならない。ただしあらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（２）使用許可の取り消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。

ア 使用許可条件に違反したとき

イ 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

（３）原状回復

事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は上記（２）に規定により使用許可を取消されたときは、自己の負担において直ちに原状回復すること。なお、この場合、事業者は図書館に一切の補償を請求することができない。

（４）損害賠償

事業者は、その責に帰する理由により、図書館又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己責任でその損害を賠償しなければならない。

（５）有益費償還請求権の放棄

事業者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

（６）実地検査等

東京都において必要があるときは、使用財産について随時実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

（７）販売品目等

カフェ及び自動販売機の販売品目及びその価格については、館長に一覧表を提出して、その承認を得なければならない。

（８）遵守事項

次に掲げる事項を遵守すること。

ア カフェの運営に当たっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法に定める事項を遵守すること。

イ その他行政財産使用許可書の条項を遵守すること。

(9) その他

都立多摩図書館では、令和8年3月頃から令和9年2月頃まで太陽光発電設備設置工事を予定しており、その間、駐車場等の一部の使用を停止する予定である。また、工事に伴い、駐車場周辺に仮設足場の設置や工事区画の仮囲いを行う。

第5 応募資格要件

- 1 同一業種の営業経験年数が3年以上であること。
- 2 税金を完納していること。
- 3 資産状態が良好であること。
- 4 東京都内に事業の店舗を有していること。
- 5 応募日現在において、飲食店営業の許可及び今回の提案を実施するための必要な資格、免許等を有していること。また、運営開始までに取得できる見込みがあること。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体でないこと
- 7 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 8 上記6及び7に掲げる者から委託を受けた者並びにその関係団体及びその役職員又は構成員ではないこと。

第6 公募手続き

1 運営開始までのスケジュール

事 項	月 日
募集要項提示（都立図書館ホームページ）	令和7年8月20日（水）
企画提案参加申込書の提出	令和7年9月1日（月）まで
質疑の受付	令和7年9月2日（火）から9月4日（木）まで
質疑に対する回答	令和7年9月11日（木）〔予定〕
応募書類等の提出	令和7年9月18日（木）午後5時まで
一次選考（書類審査）	令和7年9月下旬
二次選考（プレゼンテーション）	令和7年10月上旬
事業者の決定	令和7年10月中旬～下旬
運営に関する協定書締結	令和7年10月下旬～11月上旬
使用許可手続き	令和7年11月上旬～
開店準備	令和7年11月上旬～
開店、営業開始	令和8年1月10日（土）以降

2 企画提案参加申込書の提出

本募集の参加希望者は、以下のとおり、企画提案参加申込書（様式1）を提出すること。

受付期間	令和7年8月20日（水）から令和7年9月1日（月）まで
提出方法	持参又は郵送（必着）
提出先	都立多摩図書館管理担当（〒185-8520 国分寺市泉町2丁目2番26号）

3 質疑及び回答

上記2の企画提案参加申込書の提出者に対して、以下により本募集要項に関する質疑を受け付ける。

なお、回答は、企画提案参加申込書の提出者全員に対して、受け付けた質疑全てについてEメールにて送付する。

受付期間	令和7年9月2日（火）から令和7年9月4日（木）まで
提出書類	質疑書（様式2）
提出先	都立多摩図書館宛てEメール（ S9000044 (at) section.metro.tokyo.jp ） 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。 お手数ですが、メール送信の際は（at）を@に置き換えてご利用ください。
質疑に対する回答	令和7年9月11日（木）予定

4 応募書類等の提出

企画提案参加申込書の提出者は、提出書類一覧（別紙2）に基づき、応募書類等を作成の上、以下のとおり、提出すること。なお、提出された応募書類等は返却しない。

提出期限	令和7年9月18日（木）午後5時まで
提出方法	持参（郵送及びEメールでの提出は不可）
提出先	都立多摩図書館管理担当（〒185-8520 国分寺泉町2丁目2番26号）

5 事業者の選定

（1）選考方法

提出された応募書類等に基づく書類選考及び企画提案内容についてのプレゼンテーションにより、審査し事業者の選定を行う。プレゼンテーションの日時等については、書類選考の結果と合わせて別途通知する。

選考結果は、全ての応募書類等提出者に対して、文書で通知する。なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じない。

（2）評価項目

評価項目	着眼点
確実な運営・実績	実績年数、都内での営業実績等
財務の健全性	納税状況
	財務状況
企画提案	運営方針
	運営体制
	店舗イメージ
	サービス内容
	安全・衛生管理
	その他

(3) 選定取り消し

以下の場合には、事業者としての決定を取り消すことがある。

ア 正当な理由なく、図書館の指定する期日までに運営に関する協定書締結及び使用許可の手続きに応じなかったとき。

イ 提出された応募書類に虚偽が判明したとき、又は、著しく社会的信用を損なう行為を行う等により、事業者としてふさわしくないと図書館が判断したとき

6 運営に関する協定書の締結

図書館と事業者の間で、カフェ等の設置や運営について協議を行い、使用許可条件となる以下の項目等必要な事項に関して協定を締結する。

法令等の遵守、運営に関する費用、第三者に対する債権債務、図書館の名義使用の禁止、管理区分、設備点検等の実施、報告義務、改修工事等、販売品目、営業日時等、従業員名簿の提出、衛生管理等、容器回収箱の設置、防火管理等、収支報告の義務、廃棄物排出量報告の義務、原状回復、補償請求、接客態度、指導・改善確認・使用許可取消し、秘密の保持、損害賠償、実地検査等、協定の有効期限、解除の申入れ、光熱水費の負担、その他

7 使用許可手続き

上記6の運営に関する協定書締結後、事業者は、行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可手続きを行うこと。

8 費用負担

応募及び使用許可手続きに係る一切の経費は、応募者の負担とする。

9 その他

応募及び使用許可手続きに係る書類のあて先は、すべて「東京都立中央図書館長」とし、提出先は上記第6の2～4の記載及び別途指示によること。

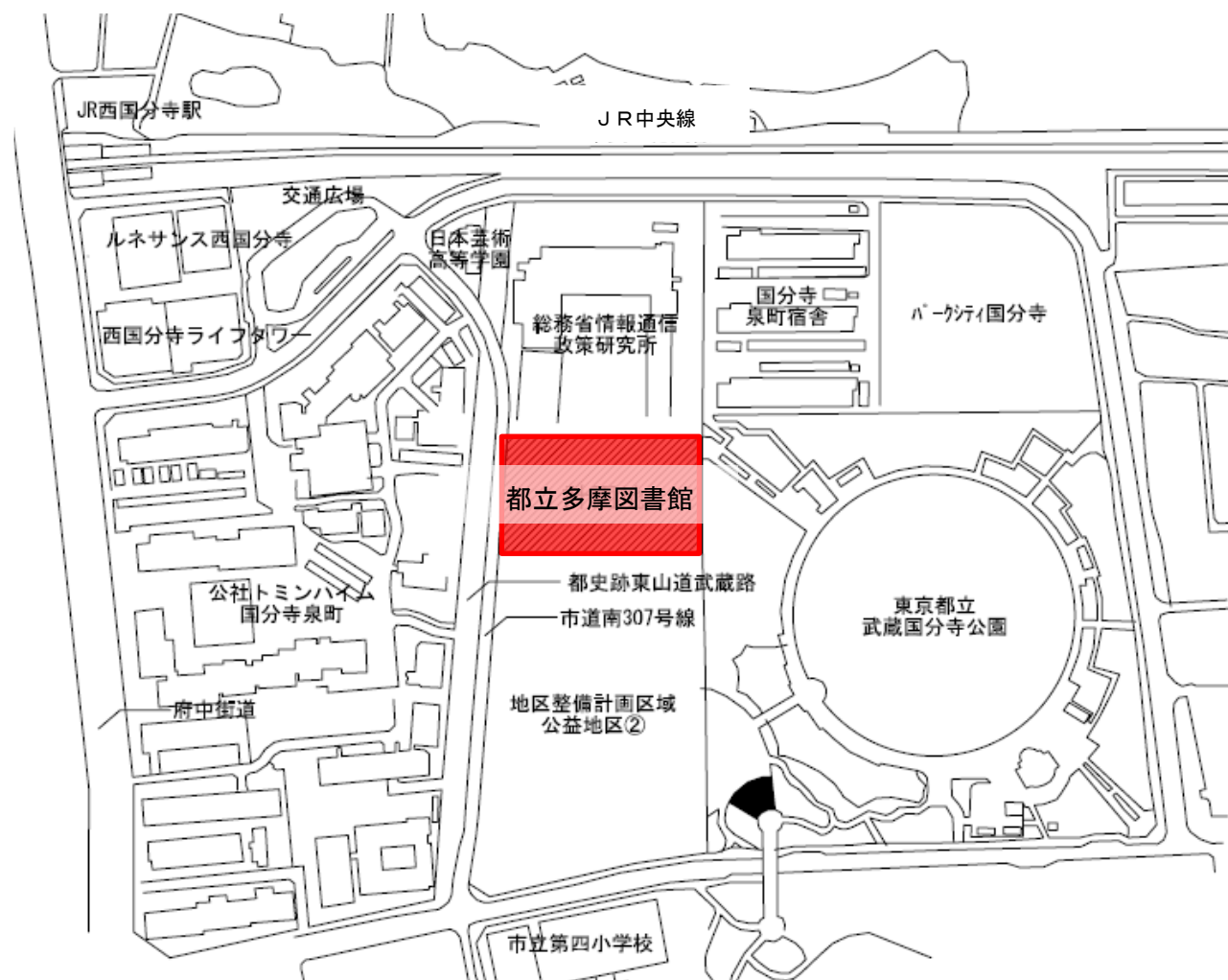
【担当】

都立多摩図書館管理担当

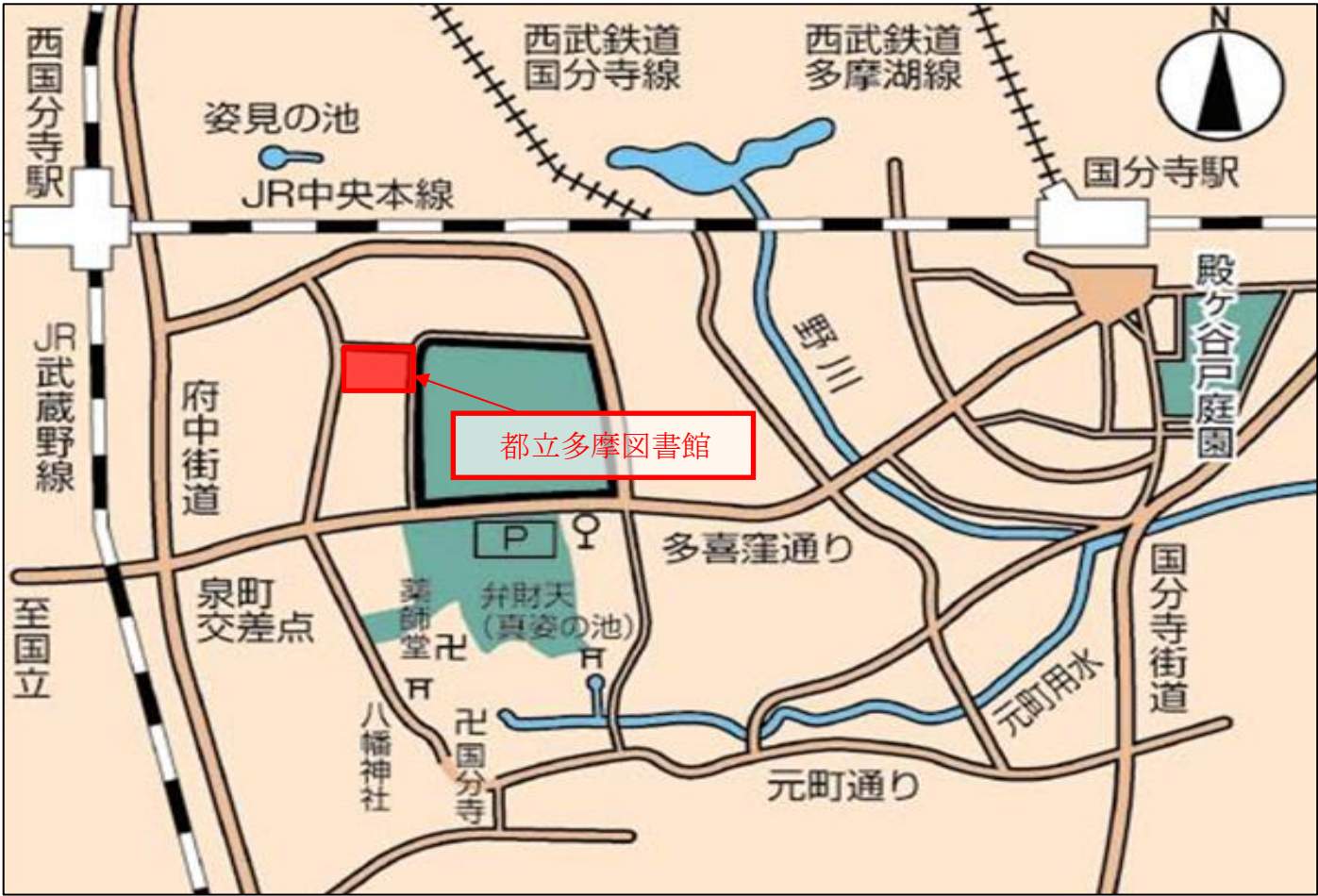
〒185-8520 国分寺泉町2丁目2番26号

電話：042-359-4033

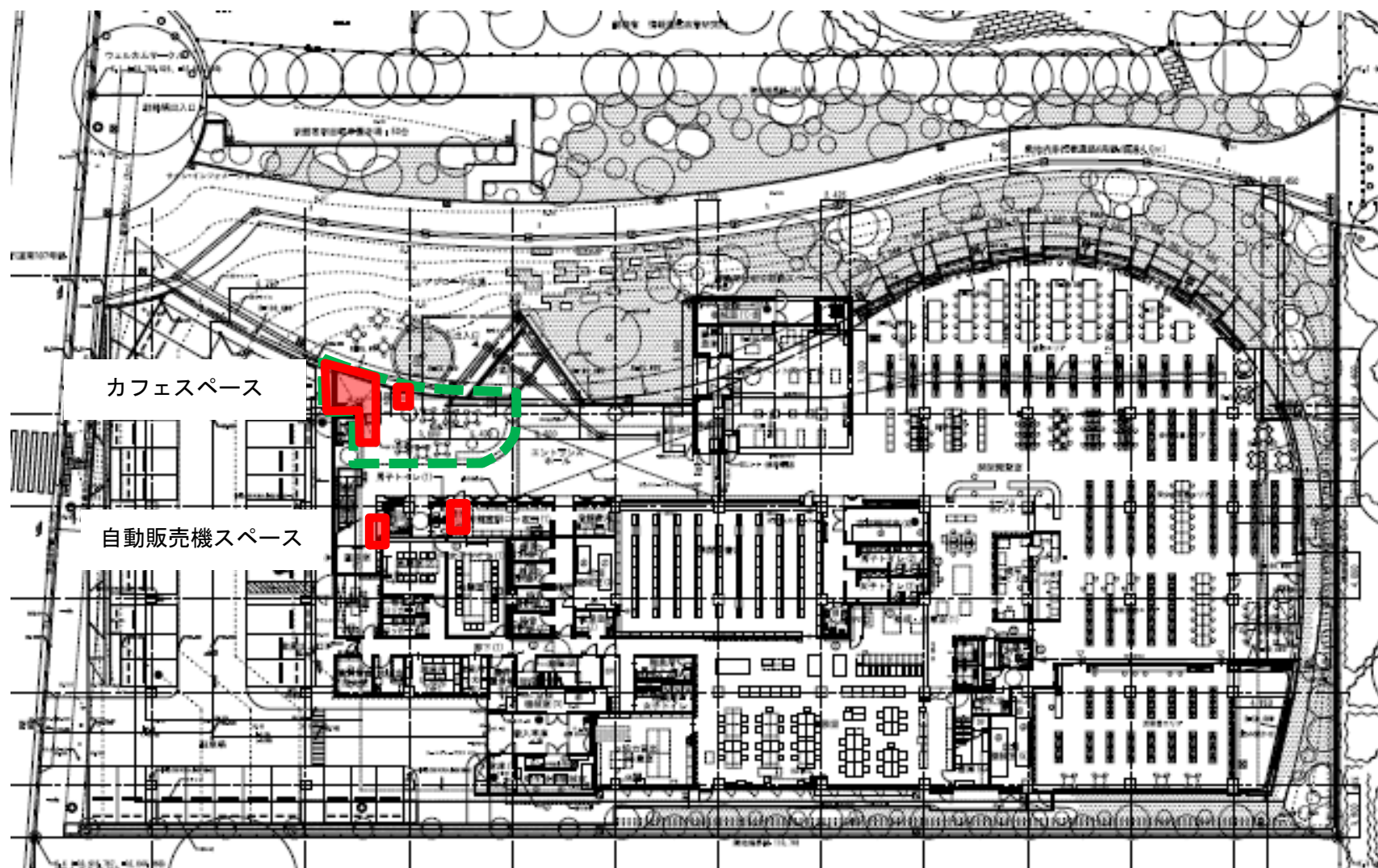
1 案内図



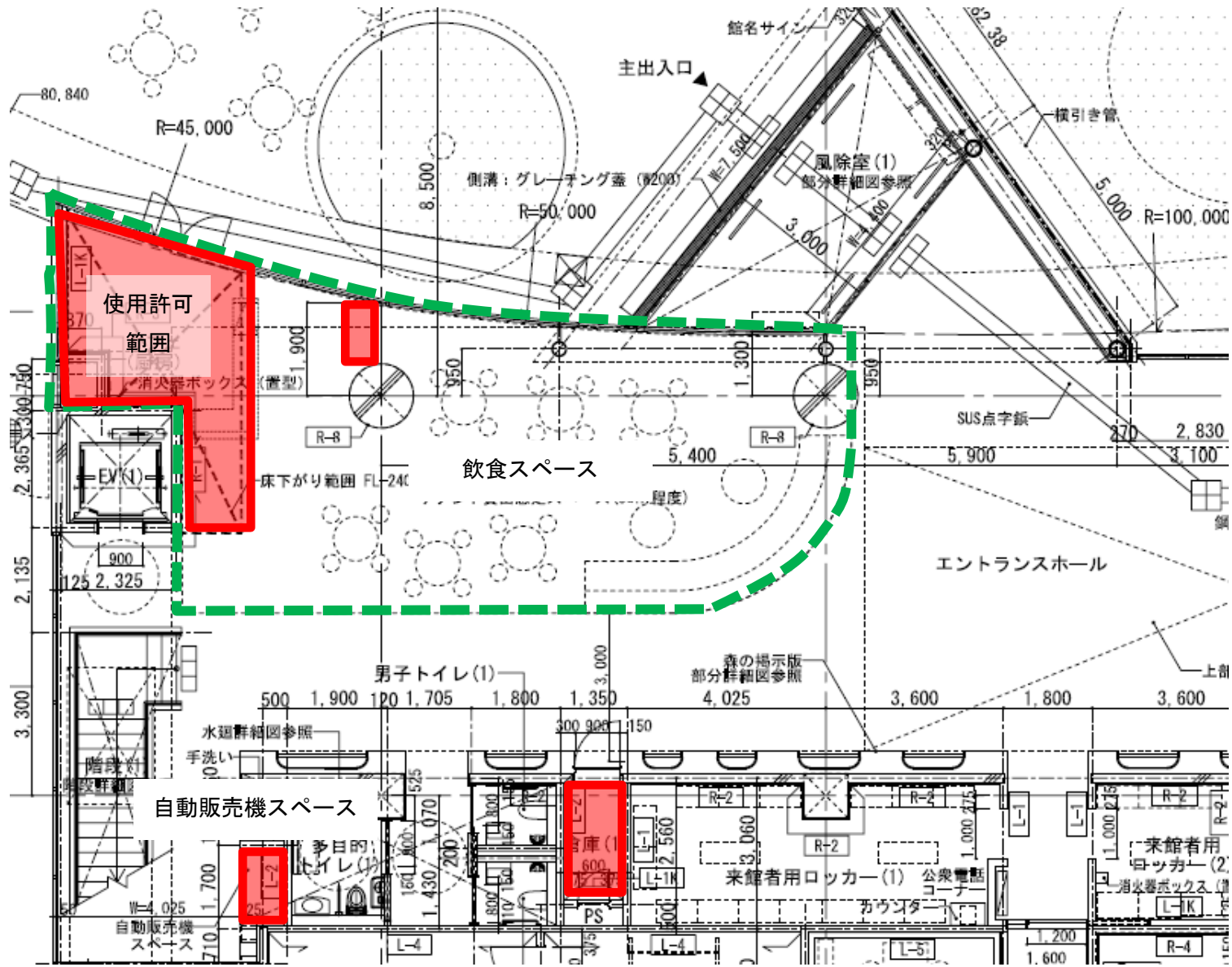
2 広域図



3 全体平面図



4 拡大図



提出書類一覧

	書類	内 容	提出部数
1	カフェ・自動販売機 設置申込書	様式 3	1 部
2	定款	最新のもの（法人のみ）	1 部
3	事業概要	企業理念（経営方針）、事業経歴、創立（創業）年月日、 資本金、事業内容、従業員数、主な取引先、出店実績等 ・パンフレット等で可。ただし、パンフレットに記載のない 内容については、補足して提出のこと。	1 部
4	営業所等一覧表	様式 4 ・東京都知事（その委任を受けた特別区長を含む）から営業 許可を受けて営業している全ての営業所（店舗等）につ いて、それぞれの名称、所在地、最初の営業許可年月日を 記載のこと ・応募書類提出日現在、公共施設において、使用許可等によ り営業している店舗がある場合は、必ず記載のこと	1 部
5	財務諸表	・直近 2 か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、及び株資本等 変動計算書 ・個人の場合は、収支計算書、営業用純資本計算書	各 1 部
6	納税証明書	・直近 1 か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、法人税及び法人事業税（確定申告分）に 係るもの ・個人の場合は、所得税及び個人事業税に係るもの ・納税実績のない場合は、その理由を詳細に記載した書面、 住民税並びに主たる固定資産税の納税証明書	各 1 部
7	商業登記簿謄本	原本（3 か月以内のもの） ・個人で商号を用いている場合は、商号登記簿謄本 ・個人で営業している場合は、住民票又は外国人登録済証 明書等	1 部
8	印鑑登録証明書	原本	1 部
9	申立書	様式任意 ・直近 3 か年の間に、自動販売機による営業販売に関し、 所管行政庁から食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）又 は食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号） の規程に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止、営業 の停止、又は食品衛生上の危害を除去するための必要措置 命令の行政処分を受けたことがないことの申立書	1 部

10	企画提案書	以下の項目及び内容についての企画書を作成のこと。 企画書は、全体でA 4 判 30 ページ程度とする。 実現可能性の低い企画は含めず、確実に実施できる内容を提案すること。 1 運営方針 コンセプト、ニーズの把握、運営予測、集客のための工夫、開店までのスケジュール、営業時間、休業日等 2 運営体制 責任体制、従業員の配置、従業員教育、クレーム対応等 3 店舗イメージ等 使用許可対象範囲における店舗イメージ図、設備等整備計画、使用予定調理器具及び食器等 4 サービス内容 カフェにおけるメニュー及び予定価格、多摩振興に関するサービス、図書館事業と連携した企画等 自動販売機における販売品目及び予定価格、自動販売機の仕様、特徴、災害時対応等 5 安全・衛生管理 食中毒等防止対策、清掃、廃棄物処理等日常衛生管理、災害時対応等 6 その他 社会貢献活動の取組み等	正 1 部 副 8 部 応募者名は、正 1 部にのみ記載し、副 8 部には、応募者名及び応募者を推測できる記載はしないこと。
----	-------	--	--